

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- 名称 つくばみらい市立みらい平コミュニティセンター
つくばみらい市立図書館みらい平分館
つくばみらい市みらい平児童館
- 位置 つくばみらい市紫峰ヶ丘4丁目4番地1
- 名称 つくばみらい市立谷井田コミュニティセンター
- 位置 つくばみらい市谷井田1960番地
- 名称 つくばみらい市立板橋コミュニティセンター
- 位置 つくばみらい市板橋2675番地1
- 名称 つくばみらい市立小絹コミュニティセンター
つくばみらい市立図書館小絹分館
- 位置 つくばみらい市小絹848番地

2 指定管理者

- 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表者 関口 昌太朗
所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

3 指定の期間

- 令和2年4月1日より5年間

令和元年11月27日提出

つくばみらい市長 小田川 浩



提案理由

つくばみらい市が設置するコミュニティセンターの管理運営について、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、みらい平、板橋、谷井田及び小絹コミュニティセンターの4館を一括し、指定管理者として当該団体を指定したく、議会の議決を求めるものです。